

生活保護制度について

佐世保市生活福祉課

- I. 介護扶助について
- II. ケアマネージャーの手続き
- III. 介護サービス利用



I 介護扶助について



介護扶助の範囲

※生活保護法第15条の2(介護扶助)

※介護扶助に係るQ & A (Q9)

- ①居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- ②福祉用具
- ③住宅改修
- ④施設介護
- ⑤介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- ⑥介護予防福祉用具
- ⑦介護予防住宅改修
- ⑧介護予防・日常生活支援（総合事業。要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者に限る。）
- ⑨移送となります。



介護扶助の対象者

※介護扶助に係るQ & A (Q30)

対象者	介護保険
①65歳以上の要支援・要介護者及び事業対象者	第1号被保険者
②40歳以上65歳未満（医療保険加入者）の要支援・要介護者で16の特定疾病がある者	第2号被保険者 ※被保護者の中には、健康保険の加入や同居家族の扶養等で要件を満たしている場合があります。
③40歳以上65歳未満（医療保険未加入者）の要支援・要介護者で16の特定疾病がある者	被保険者以外の者 ・佐世保市生活福祉課では、便宜上「第3号被保険者」と呼称しています。 ・第3号被保険者は生活福祉課が保険者となるため、書類は生活福祉課へ提出してください。 ・被保険者番号の頭文字が「H」となります。

第1・2号と3号の比較（1）

※介護扶助運営要領第5-2-(2)

※介護扶助に係るQ & A（Q26, 37, 38, 39）

	第1・2号被保険者	第3号被保険者
負担割合	介護保険：9割 介護扶助：1割	介護扶助：10割
ショートステイを利用した場合	○負担限度額認定証：第1段階 食費（300円/日） 居住費：多床室（0円/日） 食費や居住は被保護者が生活費の中から負担します。もし個室を利用する場合は、生活福祉課へ相談してください。（担当ケースワーカーから被保護者へ負担できるかどうかの確認を行います）	○負担限度額認定証はありません。 食費や居住費は左記同様の額（第1・2号被保険者の負担限度額）を被保護者が生活費の中から支払います。残りの金額は事業所が生活福祉課へ請求してください。
障害サービスとの関係	○介護保険サービス優先です。	○障害サービス優先です。 相談支援事業所等へ相談して障害支援区分の申請を行い、障害サービスの利用を優先します。

第1・2号と3号の比較（2）

※保護の実施要領第11-4-(5)

※介護扶助運営要領第4-2-(2)-ウ

※介護扶助に係るQ & A（24, 41）

	第1・2号被保険者	第3号被保険者
介護認定申請に係る主治医意見書の費用	○請求先：長寿社会課 	○請求先：生活福祉課 第3号被保険者の介護認定申請に係る主治医意見書について徴収を生活福祉課の検診命令として行った場合は、意見書記載に係る費用を <u>生活福祉課から当該主治医に直接支払うことが可能です。</u>
証明書	○交付先：長寿社会課 介護保険被保険者証 ※黄色の保険証 	○交付先：生活福祉課 生活保護決定通知書（介護扶助） ※A4サイズ of 用紙
過誤調整	長寿社会課に対し過誤調整依頼書を提出します。	生活福祉課に対し過誤調整依頼書（長寿社会課の様式）を提出します。

介護扶助の方法

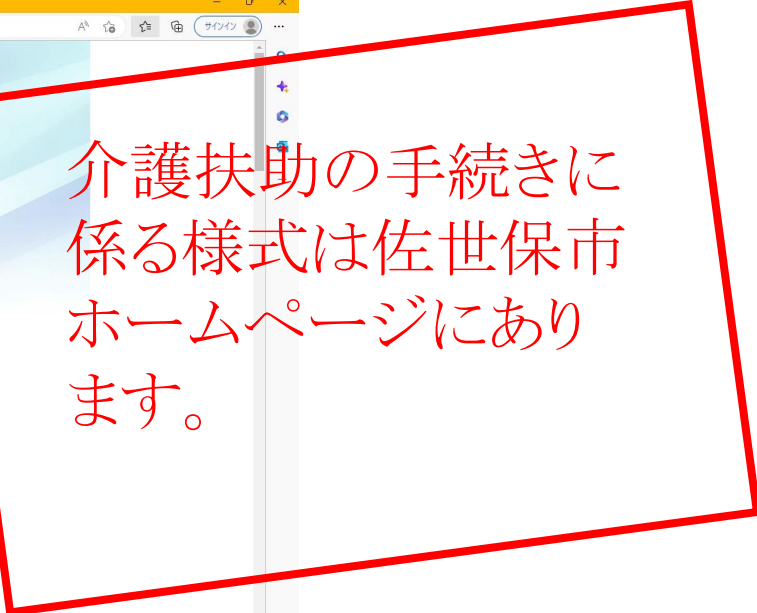
※生活保護法第34条の2(介護扶助)

※介護扶助運営要領に関する疑義について 第5 課長問答(22)

※長崎県問答集 第3編-第3-20

※介護扶助に係るQ & A (Q20, 31)

現物給付	金銭給付
○居宅介護 ○施設介護 ○介護予防 ○介護予防・日常生活支援 ↓ 『介護券』で対応します。 ・国保連へ請求する時は、受給者番号の入力を間違えないよう注意してください。 ・介護券に同封されている介護券受領書は、記入後毎月15日までに生活福祉課へ返却してください。	○福祉用具（介護予防を含む） ○住宅改修（介護予防を含む） ○移送 ↓ ・福祉用具購入及び住改改修は、被保護者が業者へ1割負担の支払いを済ませた後に、被保護者の口座へ生活福祉課から金銭を支給する手続きをします。 ・被保護者が1割負担をできない場合や、第3号被保険者（10割負担）の場合は、生活福祉課から業者へ直接支払う手続きを行います。

An illustration of two women sitting at a grey table. The woman on the left has brown hair in a ponytail, wears a dark suit, and has her hands clasped. The woman on the right has dark hair, wears a brown top, and has a distressed expression with a sweat drop on her forehead.

(新規の提出書類)

※介護扶助に係るQ & A (Q23)

※資料1, 2, 3, 4, 5参照

3号の介護認定申請を希望する場合は生活福祉課へ相談してください。

第1・2号被保険者

- ①介護扶助申請書
- ②委任状
- ③同意書
- ④介護保険証 (写)



- ⑤利用票
- ⑥ケアプラン



※利用実績及び翌々月の利用票は毎月15日までに生活福祉課へ提出してください。

第3号被保険者

- ①介護扶助申請書
- ②委任状
- ③同意書
- ④介護保険証 (写) はありません。
※生活福祉課から交付された決定通知書 (写) を提出してください。
- ⑤利用票
- ⑥ケアプラン
- ⑦居宅サービス計画書作成依頼届出書

※同意書とは生活福祉課が被保護者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等へ情報提供を行うことに対するものです。

(更新の提出書類)

※介護扶助に係るQ & A (Q23)

※資料1, 5参照

3号の介護認定更新を希望する場合は生活福祉課へ相談してください。

第1・2号被保険者

①介護保険証 (写)

②利用票

③ケアプラン



※利用票の実績及び翌々月の利用票は毎月15日までに生活福祉課へ提出してください。

第3号被保険者

①介護保険証 (写) はありません。

※生活福祉課から交付された決定通知書 (写) を提出してください。

②利用票

③ケアプラン

④居宅サービス計画書作成依頼届出書

※新規 (又は住所変更)、施設入所以外は介護扶助申請書が不要です。

※更新は、介護認定有効期間に限らず、ケアプランの期間 (介護のケアプランでは長期目標の期間) が終了し、新たなケアプラン (継続の場合でも) を作成した場合にも生活福祉課へ提出してください。

(サービス内容の変更時提出書類)

※資料1参照

第1・2号被保険者

- ①利用票
- ②ケアプラン



第3号被保険者

- ①利用票
- ②ケアプラン



※利用票の実績及び翌々月の利用票は毎月15日までに生活福祉課へ提出してください。

※内容の変更は事前に生活福祉課へ相談してください。
※区分変更申請をする場合も、生活福祉課へ事前に連絡してください。
(介護券の発券を止める作業が必要になります)

(居宅 (ケアマネ) 変更時提出書類)

※資料1, 5参照

第1・2号被保険者

①介護保険証 (写)

②利用票

③ケアプラン



第3号被保険者

①介護保険証 (写) はありません。

※生活福祉課から交付された決定通知書 (写) を提出してください。

②利用票

③ケアプラン

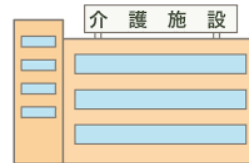
④居宅サービス計画書作成依頼届出書

※利用票の実績及び翌々月の利用票は毎月15日までに生活福祉課へ提出してください。

居宅ケアマネが変更するパターン

●包括⇒包括 ●包括⇔居宅 ●居宅⇒居宅 ●包括⇔小規模 ●居宅⇔小規模

(施設入所の提出書類)



※資料1, 2, 3, 6, 7参照

第1・2号被保険者

- ①介護扶助申請書
 - ②委任状
 - ③介護保険証（写）※入所日の記入（介護保険証の右下）
- ※介護保険施設の場合は、限度額認定証の手続きが必要になります。

第3号被保険者

- ①介護扶助申請書
- ②委任状
- ③介護保険証（写）はありません。
※生活福祉課から交付された決定通知書（写）を提出してください。

施設には

- 介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設又は介護医療院
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●(介護予防)特定施設入居者生活介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護

※(介護予防)特定施設入居者生活介護入所者及び(介護予防)認知症対応型共同生活介護の入居者について、居宅療養管理指導が必要な場合は、その必要性を検討するためケアプランの提出をお願いします。

ポイント (1)

※介護扶助運営要領第4-3-(2)-オ,第5-2-(1)-イ

※介護扶助に係るQ & A (Q10, 11)

☆被保護者が介護サービスの利用を希望している場合は、生活福祉課の担当ケースワーカー又は介護担当へ連絡してください。

・通常、介護扶助の申請は、被保護者が居宅介護支援計画等の写しを提出して行うことが原則です。提出方法ですが被保護者が希望する場合や、被保護者からの提出を待っては保護の迅速かつ的確な決定に支障が生ずるおそれがある場合には、本人の同意を得た上で、直接指定居宅介護支援事業所等から、居宅介護支援計画等の写しの交付を求めることとして差し支えありません。

☆介護扶助を適用する期日は、原則として保護申請書または保護変更申請書の提出のあった日以降において介護扶助を適用する必要があると認められた日です。介護扶助を適用する必要性について介護担当で検討しているため、必ず事前相談及び必要書類の提出を行ってください。



ポイント (2)

※介護扶助運営要領第2-2-(4)

※介護扶助に係るQ & A (Q12)

☆介護担当の役割は以下のようになっています。

●介護専門支援員（事業対象者・要支援認定者）

在宅サービス、住宅改修、福祉用具購入⇒「事業対象者」「要支援1・2」の認定者
入所・入居のサービス⇒①グループホーム「介護度に関係ない」②小規模多機能型居宅介護「介護度に関係ない」③住宅型有料やサ高住で「要支援1・2」の認定者

●介護専門支援員（要介護1～5の認定者）

在宅サービス、住宅改修、福祉用具購入⇒「要介護1～5」の認定者
入所・入居のサービス⇒①介護保険施設（特養、老健、医療院・療養型）、特定施設入居者生活介護②住宅型有料やサ高住で「要介護1～5」の認定者（併設サービスが小規模以外）

指定介護機関の申請、変更、休止、廃止等の手続きに係る様式は
佐世保市ホームページにあります。

●事務吏員として職員が2名在籍

指定介護機関の手続き、第3号被保険者の手続き、請求関係、等。

ポイント (3)

※介護扶助運営要領に関する疑義について 第5 課長問答(14)

※長崎県問答集 第3編-第2-5

※介護扶助に係る Q & A (Q13)

☆新規申請の暫定利用について介護扶助は原則認めていません。

ただし、下記1～3のいずれかやむを得ない理由に該当する場合は、暫定利用を認め、認定結果が出る前に被保護者が死亡した場合や実際の要介護状態等区分を超えた支払いが発生した場合について生活保護法第80条の規定により、被保護者からの返還を免除できます。

1. 従前同居人からの介護を受けていたため、要介護認定等の申請を行わずにいたが、介護を行う同居人に病気等の介護が行えない事由が生じ、急遽、事業者による介護サービスが必要となった場合。
2. 要介護認定等の決定が通常想定される事務処理期間（1か月間）を著しく超えていて、かつその認定の結果を待っていては著しく要介護（支援）者の身体の状態が悪化する場合。
3. その他すみやかに介護扶助を行う必要があると保護の実施機関が認めた場合。

※まずはやむを得ない理由1, 2に該当しなければ、暫定利用は認めません。認定結果が出るまでは他の代替手段で対応をお願いします。それでも対応できない事態と判断した場合はやむを得ない理由3を検討するため、生活福祉課へ相談してください。（利用を認める場合は暫定プラン等の提出が必要となります）

ポイント (4)

※[介護扶助運営要領第5-2-\(1\)-ア](#)

※[長崎県問答集 第3編-第2-4, 第2-7](#)

※[介護扶助に係るQ & A \(Q14, 15\)](#)

※[介護保険法第69条第1項ただし書き、介護保険法施行令第35条、介護保険法施行規則第113条](#)

生活保護では、区分支給限度額の範囲内で介護サービスを受けなければなりません。区分支給限度額の範囲内でケアプランを作成してください。また、被保護者が10割自己負担し、介護サービスを利用することは認められていません。

介護保険料未納者の介護扶助負担割合について「生活保護の被保護者である場合」には、保険料未納についての特別の事情があると認められ、給付制限は行われず、もし、既に給付制限を受けている場合は解除されます。

ただし、生活保護が終了したときから、給付制限が再開されます。

認定区分



ポイント (5)

※介護扶助に係る Q & A (Q25)



第3号被保険者が65歳の誕生日を迎えて、第1号被保険者になる場合の手続き。

- ・ 第3号被保険者で介護サービスを利用している場合、約2カ月前に担当ケースワーカーから担当ケアマネへ65歳到達に伴い「第3号⇒第1号」への申請手続き方法について説明をしています。
- ・ 第3号被保険者終了日：誕生日の前々日
- ・ 第1号被保険者開始日：誕生日の前日
- ・ 介護保険証は誕生日の属する月の前月25日に被保護者へ送付されます。
- ・ 申請窓口は長寿社会課
- ・ 提出する書類は1, 介護認定申請書2, 介護保険証3, 介護扶助決定通知書「3号認定時の生活福祉課交付分」4, 委任状「代理人が行う場合、長寿社会課の様式」※主治医意見書は不要
- ・ 最初の認定期間は6カ月～1年
- ・ 介護保険証は申請から約1週間後に郵送（その場で保険証はもらえません）

ポイント (6)

[※介護扶助運営要領に関する疑義について 第5 課長問答\(15\)](#)

[※長崎県問答集 第3編-第2-11, 第3-21](#)

[※介護扶助に係る Q & A \(Q28, 29\)](#)

月の途中に第3号被保険者が誕生日を迎え第1号被保険者になった場合。

第3号被保険者での当該月の居宅介護サービス又は介護予防サービスに係る給付管理業務は、保護の実施機関（公費負担者）から居宅介護支援事業所等へ委託されたものであるため、それに対する報酬は介護扶助により保護の実施機関が支払います。

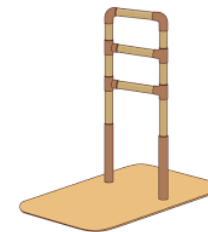
一方、第1号被保険者での当該月の居宅介護サービス計画費等は保険者から全額保険給付されます。

このことにより生活福祉課及び長寿社会課は、それぞれが支給限度額を別々に管理しているため、居宅介護支援事業者は同一人物に係る同一月の給付管理を二重に行うことが可能になります。

生活保護決定前の介護報酬請求で介護サービスを利用している第2号被保険者から生活保護の申請を受けたときは、生活福祉課から利用している居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者に生活保護の申請を受けたことを知らせ、**保護の決定（却下）の結果が出るまでは、その月の請求を保留するよう依頼しています。**

連絡が遅れる場合もありますので、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者の方も周知していただくようお願いします。

福祉用具購入の提出書類



提出書類は長寿社会課の窓口へ提出する前に生活福祉課へ提出してください。（内容について介護担当まで事前に連絡をお願いします）

【提出書類】福祉用具購入費支給申請書、2社見積書（カタログ）、介護扶助申請書、委任状、同意書

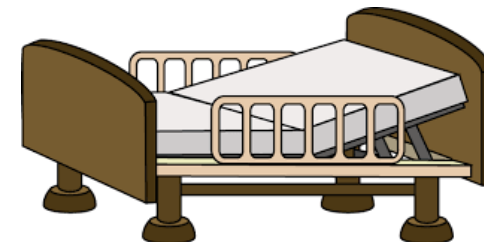
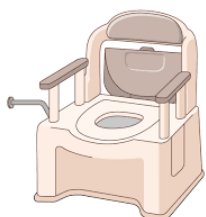
※生活福祉課の承認後、長寿社会課へ提出してください

購入後

【提出書類】長寿社会課の承認印がある福祉用具購入費支給申請書（写）、購入費のお知らせ（写）、領収書（写）

※第1・2号被保険者の1割負担の支払いは被保護者が支払った後に、生活福祉課から支給します。それが難しい場合は相談してください。

※第3号被保険者の10割負担の支払いは生活福祉課から事業所へ連絡して請求書で対応します。



住宅改修の提出書類



提出書類は長寿社会課の窓口へ提出する前に生活福祉課へ提出してください。（内容について介護担当まで事前に連絡をお願いします。）

住宅改修前

【提出書類】住宅改修費支給申請書「事前申請」、2社見積書（写真、平面図）、介護扶助申請書、委任状、同意書、その他（借家の場合は証明書等）

※生活福祉課の承認後、長寿社会課へ提出してください

住宅改修後

【提出書類】長寿社会課承認印がある住宅改修費支給申請書「事後申請」（写）、完成後の写真、住宅改修費お知らせ（写）、領収書（写）

※第1・2号被保険者の1割負担の支払いは被保護者が支払った後に、生活福祉課から支給します。それが難しい場合は相談してください。

※第3号被保険者の10割負担の支払いは生活福祉課から事業所へ連絡して請求書で対応す。

※第3号被保険者の住宅改修に対して生活福祉課から自宅訪問を行います。



ポイント (7)

※介護扶助運営要領第5-3-(2),第5-4-(2)

※長崎県問答集 第3編-第2-19

※介護扶助に係るQ & A (Q19, 21)



⑨ (介護予防) 福祉用具購入費及び (介護予防) 住宅改修費を申請する場合、第3号被保険者と同様に第1号、2号被保険者についても、**2社見積もりが必要**です。

・被保護者の (介護予防) 福祉用具購入費及び (介護予防) 住宅改修について、限度基準額の範囲内において必要最小限度の額としなければなりません。

この**必要最小限度の額**を検討するため佐世保市生活福祉課では、2社見積の提出としています。



⑩持家の被保護者で生活保護の住宅扶助に住宅維持費があります。

- ・介護扶助の住宅改修：介護に関連した需要に着目したものです。
- ・住宅扶助の住宅維持費：家屋の小規模な補修に係るものです。

基本的に両方の扶助を同時に適用することはありません。住宅扶助には条件がありますので**被保護者の住宅状況で気になることがあれば、担当ケースワーカーへ相談してください。**

ポイント (8)

[※長崎県問答集 第3編-第2-12](#)

[※介護扶助に係るQ & A \(Q27\)](#)

[※介護保険法施行規則第76条第2項](#)

第3号被保険者の介護扶助で住宅改修費15万円を利用した場合、第1.2号被保険者では残額5万円を支給限度額として取り扱われます。

・その理由は介護保険の第2号被保険者との均衡を失さないようにするためです。

しかし長寿社会課では第3号被保険者で利用した住宅改修は把握されていないため注意が必要です。

※最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修着工日に比べて、要介護状態が3段階以上重くなった場合や転居した場合は、改めて20万円を支給限度基準額として住宅改修費を支給できます。



居宅療養管理指導算定の場合提出書類

※資料7参照

※介護扶助に係るQ & A (Q17)

新規

【提出書類】居宅療養管理指導届出書、診療情報提供書、計画書、経過記録等医療機関がケアマネへ提供する書類（写）

継続

【提出書類】居宅療養管理指導届出書、診療情報提供書、計画書、経過記録等医療機関がケアマネへ提供する書類（写）、更新の情報（直近の実施状況等）

※書類提出前に介護担当へ連絡してください。

※居宅療養管理指導が入る前に書類の提出がない場合は、介護券を交付できません。

※担当ケアマネがいない場合は、生活福祉課へ相談してください。

※期間は最長6か月です（介護認定の有効期間ではないので注意してください。）



Ⅲ介護サービスの利用



(介護予防) 訪問看護

※医療扶助運営要領第3-2-(1)-オ

※介護扶助に係るQ & A (Q16)

○訪問看護要否判定基準では訪問看護は、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その居宅において看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合に限り認めています。

下記の内容も含めて検討するため、まずは生活福祉課へ相談してください。

- ・要介護者や要支援者は介護保険又は介護扶助による給付を優先して検討します。

ただし、急性憎悪時の訪問看護及び末期がん・難病等に対する訪問看護及び精神疾患を有する患者（認知症が主傷病である者を除く）は医療扶助による給付を検討します。

※精神科訪問看護指示書が交付された場合は、精神科訪問看護に限られます。

- ・原爆被爆者援護法（原爆手帳）、特定疾患治療研究事業での受給者証がある場合、障害者自立支援医療（精神通院）での受給者証がある場合は、公費での訪問看護が利用できる場合もあるため、それも含めて検討します。

※障害者自立支援医療（更生医療）による訪問看護は内容が限定（在宅腹膜透析患者や在宅中心静脈栄養実施者等）されるため、現在の該当者はいません。



ショートステイ

※保護の実施要領の取扱いについて第7問(第7の66)

※長崎県問答集 第3編-第2-18

※介護扶助に係るQ & A (Q18, 33)



○居宅から1ヶ月を超えてショートステイを利用する場合

利用開始月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に、当該施設に食費として支払うべき額を加えた額として、生活基準が変更になります。

1ヶ月を超える利用の場合は、実績を確認するためサービス利用票の提出をお願いします。

○被保護者の個室利用について

介護保険施設入所と短期入所で取扱いが異なります。

- ・介護保険施設入所の場合は、一部例外を除き、個室利用は認めておりません。
- ・短期入所の場合は、滞在費の負担限度額を被保護者が自己負担する場合には個室利用ができます。しかし被保護者の生活実態から利用日数等によっては、負担が困難になる場合があるため、まずは多床室の利用を必ず検討してください。

※小規模の宿泊を利用する場合も同様です、どうしても個室利用しか方法がない場合は、生活福祉課へ相談してください。



介護保険施設

※長崎県問答集 第3編-第2-18

※介護扶助に係るQ & A (Q33, 34, 42)

○介護保険施設入所とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護への入所です（小規模特別養護老人ホーム）。

○介護保険施設入所の個室利用について例外的な利用が認められる場合があります。個室入所中の者が保護開始となったとき、結果として転所指導を行うことにはなりますが、転所までの間は入所を認め、居住費についても負担限度額の範囲内で、生活福祉課払いの介護扶助として給付することもあります。

※他にも「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」を利用することで、被保護者の負担が免除される場合があります。制度については長寿社会課の窓口でご確認ください。

○被保護者が亡くなった場合、生活保護費の支給を止めなければなりません。連絡する日によっては手続きが難しくなる場合もありますので、被保護者が亡くなった場合等は直ちに担当ケースワーカーへご連絡下さい。また、葬祭等について連絡調整をしなければならない場合もあるため必ず連絡をお願いします。

※他にも被保護者の状態や状況に変化がある場合は、何でも気兼ねなく担当ケースワーカーに連絡をお願いします。



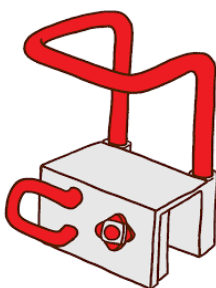
介護保険施設 (利用時の自己負担について)

※介護扶助に係るQ & A (Q40)

○境界層該当者について

- ・生活保護の要否判定では、本人の収入（年金のほか、預貯金、手持ち金等）と最低生活費を比較して保護の要否を判定することになりますが、最低生活費の計算上、介護サービスに要する費用が保護を廃止した後も保護と同レベルの自己負担（最小で高額介護サービス費月額15,000円、食費日額300円、第1段階の介護保険料）を継続すると生活の維持ができる場合（つまり被保護者になるかどうかの境界）は生活福祉課が保護を廃止すると同時に境界層該当証明書を本人に交付します。この証明書を長寿社会課に提出することにより、介護サービスの自己負担の減額を受けることができます。
- ・長寿社会課で限度額認定証申請手続きをするための保護申請（境界層該当措置のための申請）は、毎年8月1日以降の日付で申請しないと、限度額認定証の手続きができません。

※境界層該当ではない場合の限度額認定証更新手続きは毎年7月1日から申請可能です。



入居施設

※介護扶助運営要領に関する疑義について 第5 課長問答(24)

※介護扶助に係るQ & A (Q35, 36)

○認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームやケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等へ入居する場合

- ・住宅扶助により、入居に係る利用料として①家賃②管理費（家賃相当の利用料をいう）③入居に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る）があります。
- ・被保護者の入居利用料については、最低限度の生活を保障するという観点から、生活保護の住宅扶助の基準を上限としています。

単身者の年齢別生活扶助額について （R7. 4. 1基準より）

①18歳～64歳生活扶助71,460円＋家賃上限32,000円＝103,460円≧施設利用料

②65歳～74歳生活扶助70,140円＋家賃上限32,000円＝102,140円≧施設利用料

③75歳以上生活扶助 65,470円＋家賃上限32,000円＝97,470円≧施設利用料



※入居を検討する場合は【必ず担当CWへ連絡】してください。

※扶養義務者から被保護者の施設利用料の支払いは収入認定となります。入居検討時に75歳以上の年齢基準になっても施設利用料が支払えるのか必ず確認をお願いします。

その他

※保護の実施要領の取扱いについて第7問(第7の42),(第7の69)

※医療扶助運営要領第3-9

※介護扶助に係るQ & A (Q22)

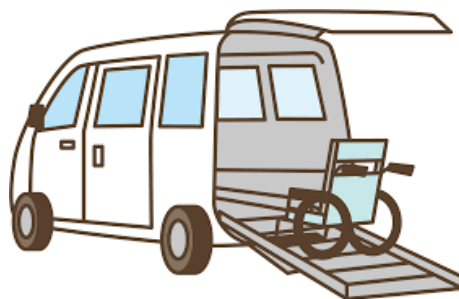
○おむつの費用について

・ 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合、生活保護のおむつ代の扶助があります。適用には条件がありますので、被保護者から相談を受けた場合は担当ケースワーカーへ相談してください。

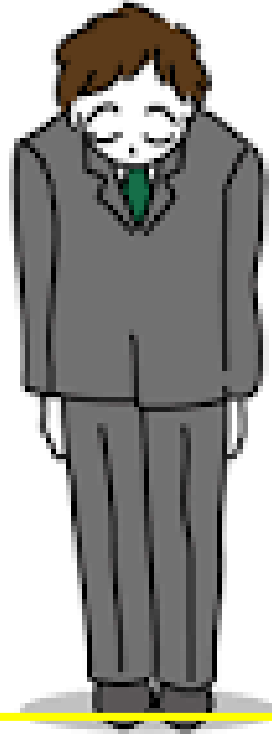
※長寿社会課でのおむつ購入費の支給が利用できる場合は、利用したうえで相談してください。

○通院移送費

・ 上記同様、適用には条件がありますので被保護者から相談を受けた場合は担当ケースワーカーへ相談してください。



ご清聴ありがとうございました



手続き等でご不明な点があれば生活福祉課へ
ご相談ください。